

論説

Neurodiversity という考え方と更生保護 —ヒトの学習機能を踏まえて—

江 崎 徹 治

- 1 はじめに
- 2 問題意識
- 3 Neurodiversity とは
- 4 刑事施設法及び刑法の改正とアセスメントツール
- 5 「Nothing Works」という教義の影響
- 6 ヒトの学習機能にこだわる理由
- 7 ボンタとアンドリュースの RNR 理論
- 8 おわりに

1 はじめに

筆者が古希を過ぎても研究を続けている原動力は、定年退職を機に進んだ博士課程の研究過程の出来事にある。研究の内容は、軽微な犯罪を繰り返す高齢者の犯罪原因を探ることであったが、現地調査で面談した更生保護施設の施設長から、「自分の支援の実践に揺るぎない自信を持っているが、どうして効果があるのか分からない。その理論的裏打ちを考えてほしい。」という依頼を受けた。博士研究では、生得的な中枢神経系の感受性（BIS/BAS）の強弱と人生の初期に経験した環境（社会経済的地位・親子関係など）との

相互作用によって発現したセルフコントロールの低さが高齢者の犯罪行動に関係しているという仮説を曲がりなりにも証明することができたと考えているが、いまだ施設長から頂いた課題に答を出すに至っていない。

ところで筆者は、警視庁を定年退職した後に再就職した一般企業において社員相談や公益通報の受付・調査・是正に従事し、日々、生きづらさを抱えている社員の問題改善の手伝いをしている。そのような中で、ここ数年、障害のある社員に関わるトラブルが増加してきた。実際に扱ってみると非常に奥が深く、「めんどろな社員をどうやって排除するのか」という昭和時代的な考え方では到底太刀打ちできないと悟った。そこで、会社に下命されたわけではないが、一昨年春、一念発起してソーシャルワークを学ぶため福祉系大学に編入した。このように、研究の延長ではない理由で社会福祉の勉強を始めたのだが、勉強を始めた途端、障害者をめぐるソーシャルワークの動向と犯罪者処遇をめぐる動向が軌を同じくしていることがわかり、目から鱗の思いがした。同時に、自らのBPS (Bio-Psycho-Social) アプローチに基づく研究の方向性が間違っていないという確証を得たし、仕事と福祉の現場という点と点が線でつながり、さらに研究へと広がって面になるという大きな成果があった。

本稿では、これまでの研究に加え、たまたま仕事の必要で勉強した社会福祉的視点を踏まえ「更生保護の現場で行われている生活支援に効果があるのはなぜか。」という課題について検討する。

現在、職場では、障害者雇用を根本的に見直すプロジェクトで提言する機会を与えられているが、相次ぐ法定雇用率の引き上げ等によって身体障害者の獲得競争が激化した影響で精神障害者（発達障害を含む。）の雇用に目が向けられている。このような社会情勢の中で、最近、発達障害の特性に見られる現象を、能力の欠如や優劣ではなく「人間のゲノムの自然で正常な変異」として捉えて包摂していこうとする **Neurodiversity** という考え方が台頭している。イギリスでは、司法省、運輸省、保健省、教育省がけん引しているようだが、我が国では経済産業省が旗を振っている。ヒトの脳の器質の違いを異常ではなく多様性と捉えて社会に包摂するという **Neurodiversity** は、まさに更生保護における生活支援と方向性を同じくする考え方である。

2 問題意識

筆者は、約1か月間、更生保護法人「更新会」で社会福祉士の実習をさせていただいたが、そこでは「人間的な触れ合いの中で醸成される信頼関係をもとに環境調整を行っていく実践」が行われていた。筆者は、この実践について、筆者の研究の基礎である人間科学的な視点から「ヒトの学習機能に根差した人生の学びなおし」ではないかとの仮説を立てた。そして、この「ヒトの学習機能」を知ることこそ、どのような処遇が再犯防止に効果があるのかを知ることでもあると考える。いうまでもないが、ここでいう「学習」とは、正解があって先生が教えるということではなく、「ヒトの変化全般の認知的変化」という意味である。本稿において「ヒト」というときは、人間の生物学的側面を指すことをお断りしておく。

石川先生の著書『犯罪者処遇論の展開』¹⁾から一部を拝借すれば、本稿では、犯罪を「生物学的素質ないし心理学的傾向という個体的因子と自然的・社会的な環境因子との必然的産物」と捉える特別予防モデル、つまり、犯罪行動をソーシャルワークの基本であるBPS（Bio-Psycho-Social）モデルで捉え、改善・社会復帰は、「学習モデル」と「福祉・教育モデル」に基づいて検討するということにほかならない。余談であるが、筆者は、刑事上の責任を巡る自由意思論対決定論をはじめ、行刑の内容、法的規制原理など刑事政策上の論争に決着がつかない理由の一つは、人間の脳の働きが解明されていないからだと思う。したがって、更生保護の実践の効果を考えるには、現在の脳科学の研究成果を考慮する必要があると考えている。

3 Neurodiversity とは

経済産業省の報告書によればNeurodiversityとは、脳・神経のNeuroと多様性のDiversityの2つを組み合わせた造語であり、脳や神経、それに由

来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこうという考え方と説明されている²。特に、発達障害において表象される現象を、能力の欠如や優劣ではなく「人間のゲノムの自然で正常な変異」として捉えるという概念である。

同報告書では、諸外国、特にヨーロッパにおいて医学や心理学から出発した発達障害という「概念や疾患名」に対して、治療が必要か否かという論争が起き、これに対し、障害は社会にあるとする社会モデルが影響を与え、ダイバーシティの観点から、「人間のゲノムの自然で正常な変異」として理解されるようになったものとされている。ただし、そもそも我が国にはニューロダイバーシティの議論がほとんどないことや、障害は治療や支援の対象という独特の理念があると指摘している。実は、いまだに WHO から、「日本の障害者政策は医学モデルから脱却できていない。」と批判されている³。

我が国で経産省が主導している理由は、発達障害のある方々の中には、物事に対する集中力や記憶力といった一芸に秀でた方がいるので、少子高齢化による人手不足を解決すると同時に DE&I を推進する政策として、その一芸に秀でた方々に産業界（特に ICT 部門）で活躍して頂こうという考えだと思う。

また、最近では、「全ての人はニューロダイバーズである。」という考え方、つまり、我々人間は多かれ少なかれ、みんな脳の働きに凸凹があるのだから、発達障害を「正常と異常」と二分するのではなく「スペクトラム（連続体）」として捉える傾向にある⁴。2022 年に、アメリカ精神医学会の「精神疾患の診断・統計マニュアル」DSM-4 が DSM-5-TR に、WHO の「疾病、傷害及び死因の統計分類」ICD-10 が ICD-11 に改定され、スペクトラムと捉えることが明確になっている。

4 刑事施設法及び刑法の改正とアセスメントツール

刑事施設法では、受刑者の改善更生と社会復帰に向けた処遇が、刑法では、拘禁刑について改善更生という目的と受刑者の特性に合わせ、作業や教育を

柔軟に組み合わせた処遇がそれぞれ明記されている。管見の限りではあるが、刑事法学者、矯正・更生保護関係者、福祉関係者、いずれの立場からでも、現実問題として受刑者に対する社会復帰のための処遇の必要性を認めている。ただし、自由刑純化論との矛盾を解消するため、拘禁によって場所的移動の自由をはく奪するという「刑罰の内容」と社会への再統合を目指す「行刑の内容」とを区別して考えているように思う。

矯正の現場では、これに先立って、刑事施設入所者を対象とした「受刑者用一般アセスメントツール（G ツール）」、少年鑑別所入所者を対象とした「法務省式ケースアセスメントツール（MCJ（Ministry of Justice Case Assessment tool））、保護観察対象者を対象としたアセスメントツール「CFP（Case Formulation for Probation/Parole）」といった再犯・再非行確率や指導・支援の必要性等を評価する科学的な根拠に基づくツールや犯罪の種類に応じた処遇プログラムがすでに導入され、社会内処遇における更生保護にも変化がみられる。法務省は、これらのアセスメントツールは、ボンタとアンドリュースが提唱したリスク・ニード・レスポンシビリティ（RNR）原則に基づいていることを明らかにしている⁵。

リスク・ニード・レスポンシビリティ（RNR 原則）の特徴としては、第 1 に、「犯罪行動の定義」が挙げられる。ボンタとアンドリュースは、「犯罪行動には、多くの多様な行動が含まれており、より一般的な種類の行動の一部であって、犯罪に固有の特殊な行動ではない。」としている。そして、「RNR モデルの基盤は一般的パーソナリティ理論及び認知社会的学習理論に基づいており、犯罪行動を含むすべての行動は学習されたものであることを前提としている。したがって、犯罪者の再犯防止のための処遇の手法としては、認知行動療法の考え方に基づくアプローチが効果的であり、反社会的思考を社会適合的思考に変化させることが重要である。」としている⁶。

第 2 は、実証的研究結果のメタアナリシス分析に依拠している点が挙げられる。つまり、過去 100 年にわたる犯罪心理学研究の成果から再犯を予測し得る主な事象は何かについて抽出している。具体的には、犯罪行動予測因子として、West & Farrington（1977）の縦断的研究（1961 年～現在継続中）の成果を、犯罪行動相関因子として、Glueck & Glueck（1950）及び Hirschi

(1969)の横断的研究の成果を用い、重回帰分析によって犯罪行動の説明効果量を測定している。さらに、これら量的研究で得られた知見を質的研究で得られた知見と突合し、社会通念との整合性を常に意識している。

第3は、それら犯罪行動の相関因子や予測因子を取り除くことで犯罪行動の抑止効果があるのか、因子を取り除くためにはどのような方法が効果的かということについて、更生保護の現場において検証している点が挙げられる。

一方、我が国の政策決定者や研究者には、いまだに心と脳の働きを別の次元と考える文化が色濃く残っているおり、こういった犯罪心理学研究に対する意識として、脳科学＝ロンブローゾの生来的犯罪人説、DNA決定論、ニューロン決定論という懐疑がある。また、脳神経科学の研究者の考え方が局在論（還元論）に傾きがちで、脳の微細な活動の解明をもって、人間の行動のすべてが決定できると結論付けたがるという問題もある。そもそも、ヒトの思考や行動の原理を完全に解明することは未来永劫できないかもしれない。しかし、再犯問題は現実として世界的な重要課題として現存しているし、各国の矯正当局が非常に汎用性が高いRNR原則に依拠することを選択していることも事実である。筆者は、過去の犯罪研究で犯罪の原因として提示されてきたことは、刑罰と同じで、人間が考えたものであるから、多くの人々が社会通念として納得できる限り、それはそれで正しいと捉えるべきだと思っている。しかし、「では、なぜ、人間は、そういった原因で犯罪行動を選択するのか。」という人間の認知や行動のプロセス解明に意を払う研究は、少ないと思っている。

5 「Nothing Works」という教義の影響

犯罪者の処遇が「治療モデル」から「ジャスティスモデル」に変化したきっかけがマーティンソンの「Nothing Works」という見解にあるとする研究者は多い。藤本(2024)は、「アメリカの犯罪学者は、1960年代まで犯罪をする何らかの原因があるのだから、その原因を探求し、それを除去するが、再犯を防止する重要な施策と考えていたが、矯正の分野において Nothing

Works という考え方が台頭し、犯罪の原因は構造的であり、犯罪は社会正義を通じてのみ減らすことができるという専門的イデオロギーにとってかわられた。」と述べている。そして、専門的イデオロギーが現れた背景として、ベトナム反戦運動、政界スキャンダルなど国内外の情勢が大きく影響したことや、アメリカ国民がケネディ - ジョンソン政権下の War on Poverty 施策の費用対効果を疑問視したことなどを挙げ、「それらが複合的に絡み合い、一気に厳罰化の道を突き進むことになった。」と述べている⁷。さらに、「マーティンソンらの Nothing Works という教義に対する挑戦が、主としてとは言わないまでも、犯罪学以外の学者、それもしばしばアメリカ以外の学者、すなわちカナダの心理学者からもたらされたということは、1970 年代の後半から 1980 年代の前半にかけて多くの批判的犯罪学者らがアメリカからカナダに拠点を移したという事実を別としても、驚くべきことではないだろう。」⁸と、犯罪学者らしい視点で述べている。

筆者は、藤本の指摘に基づき Nothing Works という教義に対する挑戦がカナダの心理学者からもたらされたことについて調査する過程で、カナダは、ノーマライゼーションの父といわれるスウェーデンのニリエ (Nirje, B.) に委託するなどして、先鋭的に精神障害者の脱施設化を推進した国として注目されているという事実を確認した。そこで、カナダにおける障害者、特に精神障害者に対する権利擁護政策が犯罪者処遇をめぐる国際的な動向に対してどのような影響を与えているのか概観する。

第一次世界大戦 (1914 年～1918 年) は、ヨーロッパにおいて大量の障害者を生み出した。

しかし、身体障害のある人を単に保護することは財政的に困難であったことから、障害があっても労働者として自立できるようにするため職業リハビリテーションという概念が生まれ、日本にも紹介された。日本では、1923 年に発生した関東大震災によって大量の障害者が発生したことをきっかけに、福祉ではなく公益性を重視した職業リハビリテーションがなされ、1937 年の盧溝橋事件を契機に戦時厚生事業に移行することにより一層強化された。

そして、障害者への教育訓練に特化した支援からの転換を図るうえで大きな役割を果たしたのは、北欧の「ノーマライゼーション」の理念やアメリカ

の「自立生活 (Independent Living : IL) 運動」⁹が、障害者を排除している社会的障壁を問題にしたことであるとされている。

「ノーマライゼーション」とは、「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが、通常な社会である。」という考え方をいう。この概念は、1950年代にデンマークのバンク・ミケルセン (Bank-Mikkelsen, N. E.) によって提唱され、1960年代にスウェーデンのベンクト・ニリエ (Nirje, B.) により世界中に広められた。ニリエは、1971年から1974年まで、カナダ政府の委託でカナダでのノーマライゼーションの推進に寄与したとされている¹⁰。また、ノーマライゼーションの理念からスティグマ理論や役割理論を提唱して施設化を批判したアメリカ在住ドイツ人のヴォルフエンズベルガー (Wolfensberger, W.) は、1964年から1971年の間、トロント精神遅滞研究所で研究員として活躍している¹¹。

このような中、1980年にWHOが発表した「医学モデル」に基づくICIDH (国際障害分類) に対し、カナダのケベック州のグループが「個人因子ではなく、それを阻害する環境因子を重視すべき」とする「カナダモデル」を提唱して反対した。結局、WHOはカナダグループなどの批判を受け、2001年に「社会モデル」に基づくICF (国際生活機能分類) を発表するに至った¹²。そして、この環境重視の説がひろく諸外国の障害者運動に影響を与え、日本の障害者関係法令もこの考えに基づいている。カナダは、1970年代初頭から各州政府が精神病院の閉鎖を本格的に進めたとされているが、年代的にみてもニリエやヴォルフエンズベルガーの存在が大きく影響したと思われる。

さらに、ストレス研究で後のノーベル生理学賞に影響を与えたセリエ (Selye, H.) の活躍、1986年にカナダで第1回健康づくり国際会議が開催され、オタワ憲章が採択されたことなど、心理学を基礎とした人の健康保健に関わる研究や実践がカナダから発信されてきたことも無関係ではないと考えられる。

1960年代までは、国連でもあまり障害者問題は注目されず、障害者の人権問題は締結国や国連関係者の外にあったが、北欧のノーマライゼーションなど脱施設化運動などの影響で1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年

に「障害者の権利宣言」が議決された。しかし、これらは具体的な法的拘束力を持たないため、1981年の国際障害者年以降、1982年の障害者の世界行動計画の策定、その実施に向けた国連障害者年の10年（1983～1992年）の設定などのキャンペーンが展開された。

国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」、スローガンは「Nothing About Us Without Us」であった。この言葉は、自らも筋萎縮症による障害者でありコミュニティベースドリハビリテーション（CBR）の実践家であるデビッド・ワーナー（David Werner）が1970年代から用い、1980年代から障害当事者団体のスローガンとなり、さらに2004年の国際障害者デーの標語や2006年12月13日の国連総会「障害者の権利条約の採択前の国際障害コーカス（International Disability Caucus : IDC）」の発言の締めくくりにも用いられている。

この年から始まる一連のキャンペーンは、日本の障害者福祉制度の転換点とされる。こうした世界的潮流を背景として、2006年の第61回国連総会において「障害者権利条約」が採択された。この一連の流れは、障害者を保護の対象から権利の主体へとその障害者観を変容させる国連の取り組みの歴史であり、その到達点がこの条約であるとされている。

従来の「障害」の捉え方は、心身の機能の障害のみに起因するとする「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、この条約では、障害者が日常生活や社会生活において受けるさまざまな障壁と相対することで生ずるとする「社会モデル」の考え方が取り入れられている。日本政府は、この「障害者権利条約」に2007年に署名したが、国内法を整備する必要があったため批准は2014年であった。

我が国では、「障害者権利条約」と「国際生活機能分類（ICF）」の障害の考え方を踏まえ、2011年に障害者基本法を改正した。障害者基本法第2条第1項は、障害者について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義している。そして、同条第2項は、社会的障壁について「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で

障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と規定している。つまり、「障害者」とは、単に障害があるだけでなく、社会的障壁によって日常生活や社会生活に継続的かつ相当な制限を受ける人をいう。そして、「社会的障壁」とは、設備などの物理的な問題だけではなく、制度、慣行、観念など一切のものを含むとしている。

説明が長くなったが、筆者が冒頭、「障害者をめぐるソーシャルワークの動向と犯罪者処遇をめぐる動向が軌を同じくしていることがわかり、目から鱗の思いがした。」と述べた理由について理解して頂けたならば幸甚である。

とはいえ近代の精神医学は、精神障害の客観的な診断・分類を重視してきた。1990年以降、そうした従来の精神医学と精神科医療に対して、当事者による語り、当事者との対話を重視する潮流が生まれている。具体的には、ナラティブアプローチや当事者研究の取り組み、オープンダイアログである。これらは、最近の犯罪研究にも導入されているが、精神障害を抱えた人の問題を特定するのではなく、問題を語りあい、その問題を共同しながら複数の人々で背負うところに特徴がある。一方、こうした医療従事者などの専門職と障害者の対等な関係性について、専門職側からさまざまな抵抗も起きていることも事実である。

筆者は、2023年の日本犯罪社会学会でアメリカ犯罪学会会長のマルナ（Maruna, S.）先生の講演を聴講した。そこでは、「犯罪からの立直り（デシスタンス）理論」や当事者自身すなわち「経験者としての専門家」の参画による調査研究やアドボカシー活動」について話されたが、その中で「Nothing about Us without Us」（我々を抜きに、我々のことを決めるな）という国際障害者年のスローガンを力説した¹³。2022年の国連アジア極東犯罪防止研究所の「刑事政策公開講演会」でも同様のことを述べている¹⁴。

恥ずかしながら、筆者は、自分が社会福祉の勉強をしていなければ、このつながりを理解することはできなかった。会場で、この言葉を聞いて「やっぱり、そうか!」と鳥肌が立ったことをはっきり覚えている。

6 ヒトの学習機能にこだわる理由

脳科学における「学習」の定義は、「外的世界の内部モデルを形成すること。」とされている。そして、AI 技術で用いられているニューラルネットワークは、ヒトの脳のニューロン（神経細胞）とシナプス（ニューロン間の接合部）の回路を数学的に模したものである。当初の機械学習 AI は、データをたくさん読み込ませ、文字や物体を認識させるといった何かしらの「分類」をさせることが主だったが、最近では、オープン AI 社の Chat-GPT をはじめとした生成モデルが開発され、人間の職業を奪うまでになっているし、AI に人間が支配されるのではないかという危険性まで指摘されるようになった。

生成 AI モデルが可能になった背景には、半導体の飛躍的な性能向上によってニューラルネットワークが学習する項目（パラメータ）や階層を増やすことができるようになったからだと言われているが、その数はヒトの脳の性能には到底至っていない。ただ、AI の方が人間より記憶する速度や量がすぐれているので何でも知っているように人間側が勘違いしてしまうだけである。筆者は、AI は、外部感覚器としての肉体とそれをフィードバックする複雑な神経経路をもたなければ人間と同じことはできないと思っているが、AI が出す答えを真実だと思い込んでしまう人間の単純さを危惧している。

ここで述べたいことは、AI が人間にとって代わるということではなく、極論をいえば、ヒトの脳は究極の AI だということである。つまり、ヒトは五感の作用で外部から得たデータを学習し、認知や行動に表しているということである。極端な例を挙げれば、支持者が多いライフコース理論で Sampson & Laub (1993)¹⁵や Maruna (2001)¹⁶が主張する「結婚や就職」、「回復の脚本」といった犯罪からの立ち直りのきっかけは、まさしく「認知の変化」として捉えることができ¹⁷、この認知の変化とは、脳のニューロンとシナプスの変化、つまり「学習の結果」のことである。従って、すべての議論は、この「ヒトの学習機能」という基本原理を抜きに考えることはできない。そして、ヒトという種の脳の基本的プログラムは同じでも、遺伝的な影響によって感受性の違いがあるので、その感受性が弱かったり強かったりすると反応が違ってくる¹⁸。筆者の主張は、これら認知の変化メカニズムは、脳の学習機能に依存しているという事実で議論の焦点を当てるべきであるということ

である。それは、法学者や法執行者が脳科学や神経心理学を深く追及する必要を求めるものではないが、人間の行動に関する基本原則に基づいた議論をすべきであるという主張である。

それでは、こういった学習理論に基づいた犯罪研究にはどのようなものがあるだろうか。

まず、心理学的学習理論では、アイゼンク (Eysenck, 1972) の考え方を揚げることができる。彼は、「なぜ多くの人々が犯罪者にならないのかを説明すること」に力点をおき、「犯罪行動は、神経系の特徴とある環境条件との間の相互作用の結果」であると述べた¹⁹。そして、「犯罪行動の促進又は抑制に関わる良心は、幼少期の条件付けによって成立するものであるから、犯罪行動は、行動療法によらなければ除去できず、精神分析やカウンセリングなどの治療法では不可能」と結論づけている²⁰。

アイゼンクの弟子であるグレイ (Gray, 1991) は、アイゼンクの理論をより神経生理学的な基盤に沿うように修正し、「犯罪行動は、BIS/BAS という中枢神経系の感受性のバランスと環境の相互作用の結果だと」主張した²¹。筆者は、この「BIS/BAS」を測定する尺度を使って研究をしている。

アイゼンクやグレイは、主に動物実験によって「強化学習 (条件付け)」という理論を打ち立てたが、バンデュラ (Bandura, 1973) は、人間は「強化刺激がなくても社会の中で認知を通して学習が行われる。」という社会的学習理論を確立した。そして、「犯罪は、その人の行動レパートリーの中に組み込まれていき、特定の条件下に置かれると具体的な犯罪行動として表面化する。」と延べ、「犯罪を抑圧する手法は、直接問題になっている、望ましくない行動型を学習理論に従って除去することだ。」と主張した²²。

次に、脳神経科学的学習理論は、自由意志の理論と同じく、大きく還元主義と全体主義に分けることができる。まず、還元主義的な考え方として、クォーツとセヨノウスキ (Quartz & Sejnowski, 1997) は、「我々がどんな経験をするかによって神経連絡パターンの構築が決定づけられる。」と主張した²³。また、ペリーとポラード (Perry & Pollard, 1998) は、「乳幼児期に敷設された脳内回路は、成人期に敷設されたものよりも脱落抵抗性がある。つまり、あらゆる体験は、否定的な回路で処理される可能性があるから、否定

的な体験によって組織された脳は、あらゆる種類の反社会的行動につながるおそれがある。」と主張した²⁴。

全体主義的な考え方として、ル・ドゥ (LeDoux, 2002 = 森・谷垣, 2004) は、「神経科学者が一般的に問題とする意識の脳内過程よりも、むしろ意識に上らない脳内過程が、実は人間の行動の基本の大部分を占めている。」と述べた。そして、「ばかばかしくない意味のある還元主義的な立場から」と前置きしたうえで、「人格は、脳内のニューロン相互の接続パターンであり、その接合部であるシナプスを通して行われ、過去のシナプス伝達によって書き込まれた情報が呼び起こされることによって行われることを考えれば、自己とはシナプス的なものである。つまり、学習とは遺伝子的にプログラムされた学習能力に依存しており、人格の一貫性がもたらされるのは、学習と、それによってシナプスが生み出した結果である記憶とが主要な役割を果たしている。」と述べた²⁵。そして、「心理療法自体も学習経験であり、シナプスの変化が関係している²⁶。脳の回路と心理学的経験とは別べつなものではなく、むしろ同じことの異なる表現なのである²⁷。脳は子ども時代に、遺伝子と環境の両方の影響によって組み立てられ、それぞれの神経システムにおいて、シナプス接続は環境に誘発される神経活動によって調節される²⁸。」と主張した。

また、ル・ドゥの師匠であるガザニガ (Gazzaniga, M. S.) は、ヴィゴツキーの知性仮説を取り上げ、「人類が進化の過程で複雑な技術、文化的制度、記号体系などを生み出すには、競争ではなく協力が必要だった。そして、人間は自動的なプロセスがいくつも働いているので、激変する生活環境は人間の行動や思考、さらにはゲノムにまで影響を及ぼし、遺伝的同化とニッチ構築によってボールドウィン効果を発揮するようになった。」と述べた²⁹。また、「個人の行動を制限したことが、最終的に遺伝子変異を招くと同時に遺伝子プールも変化し、攻撃性といった情動反応を制御する選択システムができあがった。複雑な社会的相互作用を可能にするには、他者の精神状態を理解する能力であるとし、他人が考えている内容をある程度の正確さで推測できるのは、人間が生来持つ能力である。」と述べ、これらの能力を「心の理論」と名づけた³⁰。さらに、「自由意志という概念は、人類史の特定の時代に

支持されていた社会的、心理的信念から出てきたものであり、現代科学の知識が背景にないだけではなく、矛盾さえしている。自由意志は統制されたものではなく、脳内のモジュールに分散され、モジュールが従わなくてはならない規則にある。精神プロセスが脳を制約し、また、その逆という二つのインターフェースで起きている。」と述べた³¹。そして、「我々が下す決断はすべて『接近』か『回避』かの選択に基づいており、道徳的判断も例外ではない。これらの決断はバイアスメカニズムの影響下にあり、そのメカニズム自体は人間が標準装備して生まれてくる情動を引き出している。」と主張した³²。

最後に、社会学的学習理論だが、サザランドに師事したジェフェリー (Jeffery, 1976) は、「犯罪行動は学習行為であり、サザランドの異質的接触理論は基本的に正しいが、修正されるべきである。」「人間の行動は物理的有機体と物理的環境の相互作用であるのに、犯罪社会学者は、行動の遺伝的根拠を否定し、犯罪が発生する環境を無視している。」とサザランドやシカゴ学派をはじめとするアメリカ犯罪学の考え方を厳しく批判した³³。これに対しバージェスとエイカーズ (Burgess & Akers) は、ジェフェリーの考え方に同調しながら、「逸脱行動の社会的学習理論は、異質的接触、異質的強化、意味付与及び模倣という変数によって多くを説明できることが強く支持される。」と述べた³⁴。

7 ボンタとアンドリュースの RNR 理論

ボンタとアンドリュース (Bonta & Andrews, 2018) が、「セントラルエイト」と呼ぶリスク・ニーズ要因 (再犯を予測する 8 つの因子) とは、「静的リスク」として、犯罪歴という 1 つの因子、「動的要因 (教育をととして改善を働きかける内容)」として、犯罪指向的態度、犯罪指向的交友、反社会的パーソナリティ・パターン、家族・夫婦、学校・仕事、物質乱用、レジャー・レクリエーションという 7 つの因子の合計 8 因子である。おそらく、読者の多くは「そんなことわかっている。どうやって教育するかが問題だ。」

とお考えになると思う。

実は、このように、鳴り物入りで矯正や更生保護の現場で取り入れられた RNR 原則に基づくアセスメントツールや処遇プログラムだが、欧米による実証実験においてもすべてがうまくいっているわけではないし、うまくいっていないほうが多いようである。ボンタとアンドリュースは、北米・ヨーロッパにおける保護観察官向けの研修プログラムの実践結果について、「犯罪者に接している矯正担当者自身が自分の行動や考え方を変えるという『ヒトの学習機能』と『認知行動療法』を体験・理解した上で手順に従って処遇を実践すべき」と主張した。つまり、カントの教えのとおり「どんなに優れた理論でもそれを実践する人間が理解していなければ無用の長物であり、反対に、どんなにすぐれた人間の行為でも理論なしでは無謀だ」ということである。そして、それ以上に我々自身が、自分の経験則から抜け出して新たな様式を取り込むこと、つまり、自分の脳のニューロンとシナプスの回路を書き換えることは苦手なのだと思う。だからこそ、ボンタとアンドリュースは、犯罪者に接している矯正担当者自身が自分の行動や考え方を変えるという「ヒトの学習機能」と「認知行動療法」を体験・理解した上で手順に従って処遇を実践すべきだと主張している³⁵のだと思う。

そして、RNR 原則では、反応性を重視する。それは、その人に少しでも「変わろう」という気持ちがなければ効果がない。あるいは、逆効果だと言われているからである。つまり、対象者に教育を施す側が、クライアントに対する正しい接し方や正しい認知行動療法を体得していなければ、効果がないということでもある。さらに、ポージェス (2025) は、「自律神経が穏やかな時、つまり心理的安全性が図られる状況にあると課題解決能力が上がる。」という結果を報告した³⁶。それは、人間同士の信頼関係があると自律神経が安定し心拍数や血圧が下がり、ヒトの無意識のモードが「闘争や逃避」といった関係から「学習」へと変化するからである。これらを総合すれば、SST や認知行動療法をはじめとする更生保護における生活支援は、人間的な触れ合いのもとで「自分は安全だ」と感じられる状況下で行われなければ効果がないということになる。

生島 (杉原紗千子・生島浩・久保貴, 2011) をはじめとする臨床心理実践家

が、「犯罪心理臨床としての基本である『ケースを個別に大切にしていく』ことが重要である。」と述べ³⁷、さらに、「あくまで軸足は立ち直り支援であり、再犯リスクやそのうち介入によって修正できる認知・行動の歪みといった犯因性のニーズへの着目は支援過程における手段にすぎず、我々の本務は、対象者の地域生活支援のニーズに即応したアプローチの追求である。」「再犯リスクを含めた紆余曲折を複層的・俯瞰的な見方を基盤としてナラティブアプローチに着目するが、立ち直り支援に結び付くアセスメントで重要なのは、その事実をどのように本人自身が体験してきたかであり、『当事者の体験からリスクを読み取る』面接の能力こそが、アセスメントのポイントである。」「RNR モデルは、エビデンスが明示されているとして、認知行動療法が唯一推奨されることは、多様性に富んだ、障害・疾病も併存している対象者が目立つ非行・犯罪臨床においては使い勝手がよくない。」と述べているのも³⁸、こういった理由からだと思う。

8 おわりに

加藤ら（2017）は、「児童や少年の非行や犯罪をきっかけにかれらと出会う人々は、かれらが立ち直り、望ましい生き方ができるように働きかけていく。その根底には、適切な大人のかかわりが健全な生き方を学ぶことにつながるという考えがあり、児童福祉の理念とも一致している。だが、それは、実は大人でも同じではないだろうか。罪を犯した大人に対しても、適切な社会とのかかわりと専門的な支援が必要なのではなかろうか。」と述べている³⁹。

筆者は、更生保護の現場で現に行われていることは、まさに、この「適切な社会とのかかわりと専門的な支援」による人生の学びなおしだと結論付けられると思う。更生保護の対象者は、生まれ育ち、年齢、知的能力、性格など、ほんとうに多様性に富んでおり、現場での生活支援は、まさに Neurodiversity の視点をもって、個性に合った「ケースワーク」が行われていると感じた。そこで、一番重要なことは、信頼関係の醸成だと思う。その

理由は、先程紹介した脳神経科学者のガザニガがいう「人間本来の他者理解能力を回復する」ことやボージェスがいう「心理的安全性を図り、課題解決能力を上げる」ための必要条件だからである。

大人でも子どもでも脳のシステムは同じだが、子どものほうが経験の少ない分、脳の可塑性に富んでいるだけで、向社会的な認知に変化させることは人間同士のつながりの中でしかできないはずである。その基本が、ヒトの自律神経系を安定させる信頼関係だと思う。確かに、記憶にも残らない幼少期に、劣悪な環境下において犯罪行動を選択するように学習した大人の脳内のニューロンとシナプス回路を向社会的な内部モデルに書き換えるには、書き込みに失敗した時期まで遡及しなければならないとしたら並大抵のことではないと思う。しかし、科学技術の発展は、ヒトの脳の学習機能を明らかにしつつある。

そういった意味で「ポリヴェーガル理論」は、ヒトの中枢神経系（自律神経系）の働きに関する非常に新しい研究結果であり、今後、我が国の更生保護の臨床において研究が進むことを望んでいる。

犯罪からの立ち直りにかかわる諸問題に関しては、法学者や法執行者も科学技術・知識に基づいた証拠と社会通念との整合性を常に意識しながら、ヒトの脳の学習プロセスを視野に入れた議論をすべきではないだろうか。

¹ 石川正興『犯罪者処遇論の展開』（成文堂、2019）

² 令和3年度産業経済研究委託費「イノベーション創出加速のためのデジタル分野における『ニューロダイバーシティ』の取組可能性に関する調査 調査結果レポート」（2022）〈<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/neurodiversity/neurodiversity-report2021.pdf>〉（2025年3月20日閲覧）

³ ウェブアクセシビリティ推進協会「連載 28：障害者権利条約に基づく定期審査の衝撃（1）」（2023）〈https://www.jwac.or.jp/column/column_yamada_09_01.html〉（2025年3月20日閲覧）

⁴ neuro-diversity.biz「ニューロダイバーシティと発達障害、就労支援による活躍機会の創出に向けて」〈https://neuro-diversity.biz/blog/blog_240206.html〉（2025年3月20日閲覧）

⁵ 法務省矯正局「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）について」〈<https://www.moj.go.jp/content/000116311.pdf>〉（2025年3月22日閲覧）

-
- 6 ボンタ＝アンドリュース（著）原田隆之（訳）『犯罪行動の心理学』45 頁（北大路書房，2018）
- 7 藤本哲也「犯罪者処遇プログラムの有効性に関する評価理念の変遷」比較法雑誌 56（2），1 頁（2022）
- 8 前掲注 7，藤本 4 頁
- 9 障害保健福祉研究情報システム「米国における障害政策の概要：自立生活運動に関連して」＜<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/rehab/r092/r0920004.html>＞（2025 年 3 月 23 日閲覧）
- 10 ベンクト・ニリエ（著）河東田博（訳）『新訂版ノーマライゼーションの原理—普遍化と社会変革を求めて』（現代書館，2004）
- 11 生津知子「ノーマライゼーション原理の考察：ニルジェとヴォルフエンズベルガーの比較検討の試みから」京都大学生涯教育学・図書館情報学研究（1）113-124 頁（2002）
- 12 上田敏「新しい障害概念と 21 世紀のリハビリテーション医掌-ICIDH から ICF」リハビリテーション医学 39，124 頁（2002）
- 13 日本犯罪社会学会第 50 回大会記念特別講演「Can a Social Movement of the Formerly Incarcerated Change Criminal Justice?：元収容者の社会運動は刑事司法を変えることができるのか?」（2023.10.15）
- 14 国連極東アジア犯罪防止研修所「犯罪学における‘当事者の経験’の研究，そして犯罪からの離脱」シャッド・マルナ氏講演スライド」（2022）＜https://www.unaf-ei.or.jp/activities/pdf/Public_Lecture/Public_Lecture2022_Prof.Maruna_Slides.pdf＞（2025 年 3 月 20 日閲覧）
- 15 Sampson, R. J. & J. H. Loub, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points Thorough Life*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (1993)
- 16 マルナ（著）津富宏（監訳）河野莊子（訳）『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティブから学ぶ—』119-122 頁（明石書店，2011）
- 17 前記注 6，ボンタ＝アンドリュース 171-190 頁
- 18 ドウアンヌ（著）松浦俊輔（訳）『脳はこうして学ぶ—学習の神経科学と教育の未来—』14 頁（森北出版，2021）
- 19 アイゼンク（著）MPI 研究会（訳）『犯罪とパーソナリティ』149-152 頁（誠信書房，1972）
- 20 前掲注 19，アイゼンク 155-159 頁
- 21 グレイ（著）八木欽治（訳）『ストレスと脳』295-296 頁（朝倉書店，1991）
- 22 Bandura, A. *Aggression: A social learning analysis*. Prentice Hall PTR, 93-97. (1973)
- 23 Quartz, S.R., & Sejnowski, T. J. The neural basis of cognitive development: A constructivist manifesto. *Behavioral and brain sciences*. 20 (4), 555. (1997).
- 24 Perry, B. D., & Pollard, R. Homeostasis, stress, trauma, and adaptation: A neurodevelopmental view of childhood trauma. *Child and Adolescent Psychiatric*

Clinics. 7(1), 46. (1998).

- 25 ル・ドゥ (著) 森憲作 (監訳) 谷垣暁美 (訳) 『シナプスが人格をつくる—脳細胞から自己の総体へ』 13-18 頁 (みすず書房, 2004)
- 26 前掲注 25, ル・ドゥ 207 頁
- 27 前掲注 25, ル・ドゥ 388 頁
- 28 前掲注 25, ル・ドゥ 456 頁
- 29 ガザニガ (著) 藤井留美 (訳) 『<わたし>はどこにあるのか—ガザニガ脳科学講義—』 187 頁 (紀伊國屋書店, 2014)
- 30 前掲注 29, ガザニガ 200-201 頁
- 31 前掲注 29, ガザニガ 273-276 頁
- 32 ガザニガ (著) 柴田裕之 (訳) 『人間とは何か; 脳が明かす「人間らしさ」の起源 (下)』 206 頁 (ちくま文庫, 2018)
- 33 Jeffery, C. R. *Crime prevention through environmental design*. Sage Publications, Inc. (1971)
- 34 Akers, R. L., Krohn, M. D., Lanza-Kaduce, L., & Radosevich, M. Social Learning and Deviant Behavior: A Specific Test of a General Theory. *American Sociological Review*, 44(4), 651. (1979)
- 35 前掲注 6. ボンタ=アンドリュース 286-352 頁
- 36 ステファン・W・ポージェス (著) 花丘ちぐさ (訳) 『ポリヴェーガル理論入門—心身に変革をおこす「安全」と「絆」—』 20-30 頁 (2018=2025, 春秋社)
- 37 杉原紗千子・生島浩・久保貴「更生保護における犯罪臨床心理の歴史と展望」犯罪心理学研究 50, 84 頁 (2011)
- 38 生島浩「社会内処遇におけるシステムズ・アプローチ—私説: 更生保護学—」早稲田大学社会安全政策研究所紀要 14, 16-17 頁 (2021)
- 39 加藤幸雄・前田忠弘 (監) 藤原正範・古川隆司 (編) 『司法福祉—罪を犯した人への支援の理論と実践— (第2版)』 iv 頁 (法律文化社, 2017)